

「暴風警報」「暴風雪警報」発表時の幼児児童生徒の登下校について

1 登校前、豊橋市に警報が発表された場合

- (1) 小学部・中学部は午前6時、高等部は午前6時、幼稚部は午前7時までに解除された場合には平常授業を行います。
- (2) 幼稚部は午前9時、高等部は午前11時までに解除された場合には、解除後2時間を経過して、授業を開始します。
- (3) 小学部・中学部は午前6時、幼稚部は午前9時、高等部は午前11時を過ぎても警報が解除されない時は、臨時休業とします。

上記(1)(2)の場合でも、交通機関の途絶、道路・橋の破損等で登校が困難な場合、登校には及びません。この場合、幼児児童生徒はその旨を必ず学校に連絡してください。

2 登校後、豊橋市に警報が発表された場合

- (1) 発表時の気象状況等より判断して、安全に帰宅できると認めた場合には、授業を中止して速やかに下校させます。
- (2) 直ちに下校することが危険であると判断した場合は、安全に帰宅できるようになるまで学校に待機した後、下校させます。
(担任は、家庭に警報発表と下校時刻を連絡します。場合によっては、家庭にお迎えをお願いする場合があります。)

3 その他、不明な点がありましたら学校へお問い合わせください。

豊橋聾学校の電話番号 0532-45-2049

FAX番号 0532-47-7545

※警報（暴風・暴風雪）の発表情報における幼児児童生徒の動き

- ・「豊橋市」以外に警報が発表されている場合は、学校は通常通り授業を行います。
- ・警報が発表されている地域については、警報が解除するまでは場合は、上記1・2に従って家庭で待機したり、避難指示に従うなど安全を確保してください。

給食の取扱いについて

- ・午前6時以前に解除された場合は給食を実施します。
- ・午前6時以後に解除され、登校する場合はお弁当を御用意ください。

登校前に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

幼稚部の場合

	給食	授業
午前6時までに解除	給食あり	平常授業
午前6時から 午前7時までに 解除された	給食なし <u>※弁当を持参さ せて下さい</u>	平常授業
午前7時から 午前9時までに 解除された		解除されてから2時間後に授業を開始 (例) 8時に解除された場合、10時に授業を開始する
午前9時を過ぎても 解除されない		臨時休業

小・中学部の場合

	給食	授業
午前6時までに解除	給食あり	平常授業
午前6時を過ぎても 解除されない		臨時休業

高等部の場合

	給食	授業
午前6時までに解除	給食あり	平常授業
午前6時から 午前11時までに解除	給食なし <u>※弁当を持参さ せて下さい</u>	解除されてから2時間後に授業を開始 (例) 9時に解除された場合、11時に授業を開始する
午前11時を過ぎても 解除されない		臨時休業

※給食の有無は午前6時で決定されます。